

大和市公告第109号

大和市教育委員会公告第1号

大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号）第4条の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり公募する。

平成26年10月3日

大和市長 大 木 哲

大和市教育委員会委員長 青 蔭 文 雄

1 文化創造拠点の概要

(1) 構成施設

ア やまと芸術文化ホール条例（平成26年大和市条例第12号）に基づくやまと芸術文化ホール（大和市長所管施設）

イ 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）に基づく大和市立図書館（大和市教育委員会所管施設）

ウ 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）に基づく大和市生涯学習センター（大和市教育委員会所管施設）

エ 大和市屋内こども広場条例（平成26年大和市条例第13号）に基づく大和市屋内こども広場（大和市長所管施設）

(2) 延床面積 22,903.59㎡

(3) 位 置 大和市大和南一丁目8番1号

2 申込期間

平成26年10月3日（金）から同年11月25日（火）まで（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 申込場所

大和市文化スポーツ部文化創造拠点開設準備室

4 利用料金に関する事項

(1) 利用料金の額は、やまと芸術文化ホール条例、大和市生涯学習センター条例及び大和市屋内こども広場条例に定める額の範囲内において、指定管理者が市長及び教育委員会の承認を得て

定めることとする。

(2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

平成28年11月3日から平成33年3月31日まで

6 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

(1) 文化創造拠点の設置目的に基づく事業実施及び施設提供に関すること。

(2) 文化創造拠点の施設・設備等の維持管理に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告の作成に関すること。

(4) その他文化創造拠点の管理に関して市長及び教育委員会が必要と認めること。

7 申込みの資格

(1) 法人又はその他の団体であること（個人による応募は認めない。）。

(2) 募集要項に定める欠格事項に該当しないこと。

8 選定の基準

(1) 文化創造拠点を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 文化創造拠点の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 文化創造拠点の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の節減が図られるものであること。

(4) 文化創造拠点の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

9 その他

詳細は、募集要項による。